

## ○筑波大学校友会会費に関する細則

制定 平成29年1月21日

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第17条に基づき会費に関して必要な事項を定める。

(会費)

第2条 正会員及び賛助会員の会費は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分		会 費
正会員	40歳未満の者	終身会費 50,000円又は、分割(20年有効)会費 30,000円
	40歳から49歳の者	終身会費 30,000円
	50歳から59歳の者	終身会費 20,000円
	60歳以上の者	終身会費 10,000円
賛助会員		個人は一口 10,000円以上、団体は一口 50,000円以上

- 2 分割(20年有効)の場合の起算は、在学生については、卒業・修了(退学)の年度の翌年度から、その他の場合は、入会年度からとする。
- 3 年齢については、入会年度の末における年齢とする。
- 4 既納の会費は返還しない。

附 則

この細則は、平成29年1月21日から施行する。